

>>>

## 虐待防止を考える ～障害者虐待防止法成立 経過に関わって 障害者虐待防止法に 期待すること

堀江まゆみ(白梅学園大学)  
NPO法人PandA-J

2012/7/30

### 自己紹介-1 権利擁護・障害者虐待との関わり

|   |   |
|---|---|
| <p>■専門 発達心理学</p> <p>↓</p> <p>コミュニケーション支援</p> <p>↓</p> <p>イエスとノーの発信</p> <p>↓</p> <p>ノーと言いながら..</p> <p>↓</p> <p>権利擁護・虐待</p> | <p>■権利擁護(アドボカシー)</p> <p>↓</p> <p>アドボケイト(代弁)</p> <p>↓</p> <p>NO、いやを「代弁」する</p> <p>↓</p> <p>コミュニケーション支援</p> <p>↓</p> <p>心理学、<br/>身近な支援者の役割</p> |
|---|---|

>

2012/7/30

### 自己紹介-2 権利擁護・障害者虐待との関わり

1995年ごろ Sネット(湘南オンブズマン立ち上げに関わる)

↓

1996年 水戸アカス事件(障害者虐待が報道されはじめた)  
白河育成園事件、サングループ事件、次々と。

↓

1999年3月 東京・A学園事件(入所施設で虐待、その後理事長)

↓

2000年9月 シカゴで障害者の権利擁護研修  
ADA法、「法の下での平等」、PandA、警察の理解

↓

2001年 PandA-J 活動開始  
全国手をつなぐ育成会権利擁護委員  
虐待防止法の法案をロビー活動

↓

2003年～ PandA-Jで厚労省等研究

2010年 障害者虐待防止をどう進めるか、調査、マニュアル

>

2012/7/30

## イリノイ州民生局 行政監査部(2000年調査時)

元警察官や看護師など40人の調査員が、19カ所の州立施設や州が補助金を出している計450の民間法人に対し、サービス内容や虐待に関して調査している。24時間態勢でホットラインを設けており、年間約2000件の通告がある。そのうち約1割が「有罪」になり、解雇・停職・訓告などを受けている。

【51%の嫌疑で動く!】

2012/7/30

## P & A (プロテクション & アドヴォカシー)

- ① 障害者、親の相談受付
- ② 法律相談
- ③ 権利擁護活動
- ④ ロビー活動
- ⑤ インパクト訴訟による制度改革
- ⑥ メディア対策
- ⑦ 資金集め

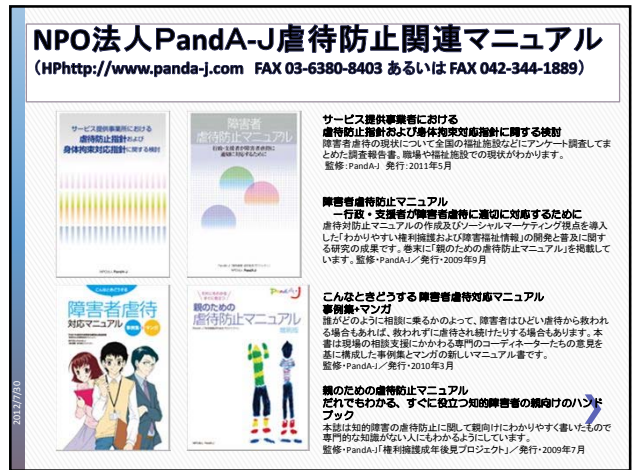
※州行政監査部の活動が不十分と指摘、訴訟を起こすこともある。州の相談・調査体制の強化につなげている。 >

2012/7/30

### NPO法人PandA-J バックナンバー

(HP<http://www.panda-j.com> FAX 03-6380-8403 あるいは FAX 042-344-1889)

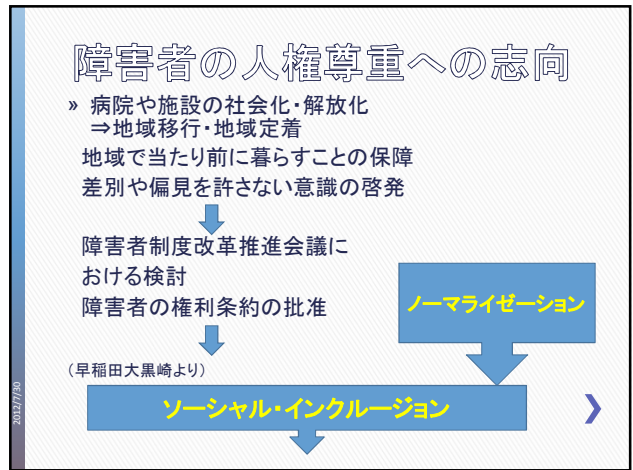
2012/7/30



# 1. 障害者の権利擁護

## そもそも障害者の人権や基本的自由を

あらためて、障害者の権利条約を考えると



## 障害者の権利条約

この条約は、障害のあるすべての人によるすべての人権および基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護および確保すること、並びに障害のある人の固有の尊厳と尊重を促進することを目的とする。

## 障害者の権利条約

特徴：・障害が個人にあるというこれまでの障害観を転換し、  
障害、を社会の環境の中に存在するものであるというパラダイムの転換  
 ・「障害者」が人権の主体であることを明白にし、  
人間の多様性への配慮を怠ってきた社会、その構造に対して、不便を強いられてきた人たちが訴える権利を持つのだという強いメッセージ

意義：「障害者を対象とした特別な条約」「新たな権利」として制定されるのではなく、すでに他の規約等で謳われている 人として保障されるべき権利が誰にも平等に保障されることを実現するためのもの

↓

人としてあたり前の生活の保障・権利



◆2012年10月1日から

### 障害者差別禁止法の制定を

児童

児童虐待の防止等に関する法律

高齢者

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者  
に対する支援等に関する法律

障害者

障害者差別禁止法  
障害者虐待防止法

## ■本人が心豊かな人生を送るためには — 2つの権利とその擁護

### ▶ 1. 市民としての権利

- ▶ 「ひとりの市民として、社会から認められるさまざまな  
チャンスを使いながら、地域生活を十分楽しむ権利」;  
ケアマネの実践
- ▶ 【福祉サービスと地域生活の支援】
- ▶ 【合理的配慮義務】
- ▶ ★虐待＝「本人の困った状態」「相談のもと」を  
作る基盤作りになる重要な支援

### ▶ 2. 権利侵害・虐待されない権利

- ▶ 「ひとりの人間として、尊敬・尊重され、身体的にも精  
神的にも侵害されない権利」を支援すること ▶
- ▶ 【虐待防止】

## 2. ぱんだはずっと、 障害者虐待防止法が 必要だ！とこだわった

こんな虐待事例・事件が  
繰り返しあったから  
—障害者の虐待の実態と構造的課題

虐待の定義や、実態、調査からみると ▶

## 虐待の5類型

- ▶ 身体的虐待
- ▶ 心理的虐待
- ▶ 性的虐待
- ▶ 経済搾取
- ▶ 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)



殴る蹴るなどの暴力  
身体



高齢者を泣きつける  
・無視する  
心理



劣悪な環境で放置  
放棄・放任



年金などを勝手に  
使ってしまう  
経済

## 虐待とは

- ▶ むごい扱いをすること(大辞泉)
- ▶ <Abuse>

乱用する、悪用する、口汚くののしる、  
悪態をつく、虐待する、酷使するといった意味の他に、  
乱用、悪用、誤用、ひどい悪口、馬頭、虐待、酷使、  
(長い間の)悪習、弊害といった意味がある

⇒ 意図的なもの、非意図的なものを含む ▶

## 障害者の虐待の実態

- ▶ 障害者虐待の実態は、いくつかの先行調査に  
よってその一面が明らかにされている。
- ▶ 障害者虐待の実情については、各地域において調査  
等を実施し、地域の状況に応じた虐待防止・対応シス  
テムの構築にいかしていくことが重要である

【参考】障害者虐待等に関する調査・研究

- ・「障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等の在り方  
に関する調査研究事業」(社会福祉会、2009)
- ・「障害者施設における支援の在り方と身体拘束に関する調査」  
(NPO法人PandA-J、2011)
- ・「親からみた障害者虐待・不適切対応の実態」(同上、2008) ▶

### 3. いちばん(私にとって)衝撃だったのが 入所施設・福祉サービスでの虐待

- ・白河育成園事件
- ・A学園事件
- ・カリタスの家事件

同じような構図で起こる虐待

### ■どんな権利侵害・虐待が起きているのか —施設・福祉サービス利用時の虐待

【1999年2月 A学園事件】

1. なぜ、事件が起こったのか—実際に関わった知的障害者入所更生施設(女性だけ60人)職員一昼間の作業時間に自閉症の女性を殴る・ける
2. それまでにこの施設で起こっていた実践の特徴
  - ①「不適切な対応」が、日常的に起こっていた⇒人権感覚マヒ?
  - ②職員会議で「そんな程度いいじゃないか」職員間で共有できなかった
  - ③職員も被虐待者になる。訴える力が弱くなる。ラウンドヘルプネス・レス⇒見て見ぬふりに
  - ④小さな「不適切な対応」が積み重なり大きな虐待事件へ
3. だれが侵害を止められるか  
本人の「痛み」を受け止められるか  
代弁者(アドボカシー) ⇒虐待防止法の活用へ

### ■見て見ぬふりの恐怖

- » カリタスの家事件(2005年)
- » 暴力、とうがらしを目にすり込む、木酢液を飲ませる、熱湯を口に流し込む
- » ある職員の告白  
「よい施設だと評判だったが、支援の難しい利用者が次々に入ってきて職員は疲れ切りパニック状態だった。だれかが叩いてしまう。目撃した他の職員は止められない。これではいけないとみんな思っていた」

### ■内部告発からの救済

- » 白河育成園(1996年)
- » 夜に睡眠薬、Nsの内部告発から発覚

### ■虐待防止法で期待したいこと —虐待の早期の発見・通報義務

- ① 明確な虐待を掘り起こすことと同時に、不適切な虐待、あるいは暮らしにくさのときに、気づき救済すること  
⇒通報義務の有効性  
⇒相談業務は「連続性」をひも解くことが求められる。  
⇒「ひと言」から事実背景をどれだけさぐりだせるかが重要
- ② 虐待の発見は、本人のSOSから被虐待者は訴える力が弱まっているラウンドヘルプネス  
⇒本人にも自分を守るスキル  
⇒虐待は「困った状態」、基盤整備作りが必要

### ■虐待防止法で期待したいこと —改めて、研修の徹底を

虐待・「不適切な対応」  
小さな不適切な対応(行為)の積み重ねが大きな虐待・事件を起こす  
「これくらいなら許される」の積み重ね—カリタスの家事件  
対応や支援の中で、質の低下、負の支援  
「魔のスパイラル」、虐待の連続性の錯覚

⇒ 職員が自らのリスクに気づき  
セルフリセットできる研修

「職員の意識改革」時間がかかった  
でも、これからは、「虐待・不適切な対応をしない！」  
が福祉の基盤ルールに！

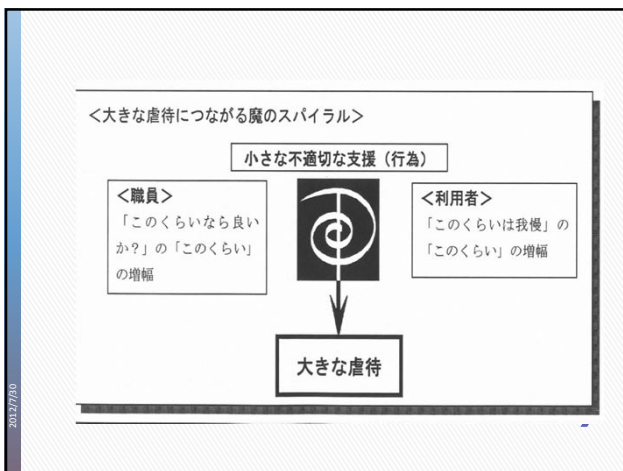


### 施設内虐待の要因

- 専門的知識、技術の未熟さ
  - 人権意識の希薄さ
  - 組織的容認
  - 自浄機能の欠落
- ◆弱い相手を対象にしている  
職員としての権威や裁量  
⇒パターナリズムの横行  
・勤務形態、待遇などへの不満  
・マンパワーの不足・・・疲労の蓄積  
・虐待している職員を告発しづらい雰囲気

虐待の日常化





- ### 施設(サービス従事者)による虐待の例
- 身体的虐待
    - 暴力が日常化、
    - 熱湯を無理やり飲ませたことによる傷害
  - ネグレクト
    - いうことを聞かなかったから食事も与えなかった
    - オムツ交換、食事介助をせず、入浴もさせない
  - 経済的虐待
    - 管理という名目で、年金等を預かり、私的に流用
  - 性的虐待
    - 何をされてもわからないだろうという一方的な考え

### 障害者(児)を支援する職員の方に

以下のような行為は、障害者(児)への虐待です。不適切な支援から、傷害罪などに当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも障害者(児)の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

○身体的虐待

- 殴る、蹴る、たばこを押しつける。
- 熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
- 戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縛などで縛る。

○性的虐待

- 性交、性的暴力、性的行為の強要。
- 性器や性交、性的雑誌やビデオを見るように強いる。

○ネグレクト

- 自己決定といって、放棄する。
- 居しかけられても無視する、拒否的態度を示す。
- 失禁をしていても衣服を取り替えない。
- 職員の不注目にによりけがをさせる。

○心理的虐待

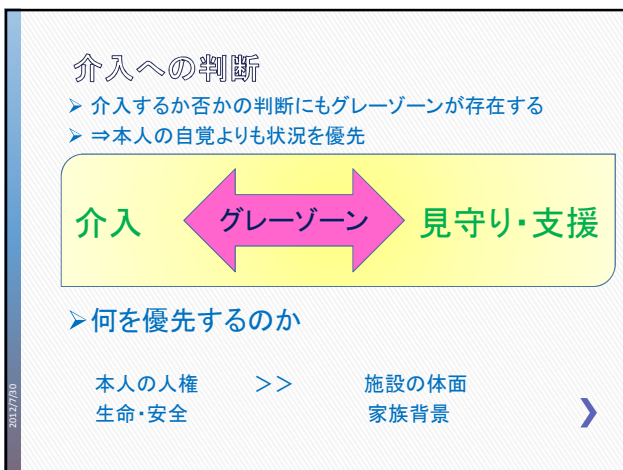
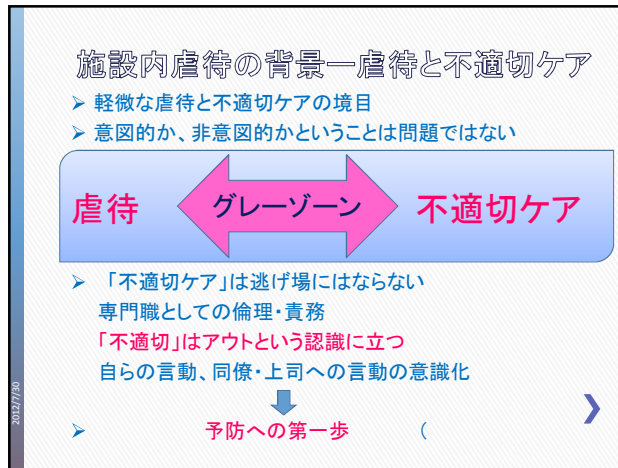
- 「そんなことすると外出させないなど言葉による脅迫。
- 「何度言ったらわかるの!」など心を傷つけることを繰り返す。
- 成人の障害者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける。
- 他の障害者(児)と差別的な取り扱いをする。

○その他

- 障害者(児)の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分。
- 職員の間違った仕事指図の一端として行わせる。
- 鞭打や指図と称して行われる上記の行為も虐待です。

自分がされたら嫌なことを障害者(児)にしていますか。常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)



### 4. こんなところでも虐待が..

水戸アカス事件  
サングループ事件  
札幌三丁目食堂事件

だから

### 企業・雇用主による虐待防止も!

同じような構図で起こる虐待

## ■どんな権利侵害・虐待が起きているのか — 職場での虐待

### 【アカス紙器事件】

- 雇用主による監禁・暴行
- 女性に対する性的虐待
- 金銭搾取  
→ 刑事・民事事件

★本人たちの声を  
どう聞いたのか

滋賀サングループ事件  
札幌三丁目食堂事件



## 水戸アカス事件

- ・警察、労働基準監督署、ハローワーク、福祉事務所は被害者から相談受けながら無視
- ・ハローワークは保護者たちに社長の助命嘆願署名を集めるように要請
- ・養護学校
- ・市

## カリタスの家事件

- › 県に何度も相談、通報
- › 市にも何度も相談、通報
- › 法務局にも相談、通報

## 施設・職場の虐待の 責任は誰か？

- › 都道府県の監督権限と責務
- › 労働局の監督権限と責務
- › 市町村と都道府県の連携の体制構築
- › 都道府県や労働局の研修は？

## サン・グループ事件

(判決)

2003年3月24日

## 就職あっせんした国と県に賠償命令 大津地裁 (2003.3.24毎日新聞)

滋賀県五個荘町の肩パッド製造会社「サン・グループ」(既に倒産)で就業した知的障害を持つ元従業員や在職中に死亡した男性1人の遺族計18人が、「職場で虐待を受け、賃金未払いのまま劣悪な条件で働かされた」などとして、同社の元社長(56)や就職あっせんなどをした国、県に慰謝料など計約5億3600万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が24日、大津地裁であった。

神吉正則裁判長は原告側の訴えを認め、国や県などに計約2億6000万円の支払いを認めた。判決は、労働基準監督署が必要な調査をしていれば、同社への是正勧告が出来たのに措置を怠った、などとして国などの違法性を認定した。原告弁護士によると、障害者の雇用を巡り国の責任を認めた判決は初めてで、雇用政策や障害者施策に大きな影響を与えそうだ。



原告らは82～96年に同社の寮で暮らしながら勤務。原告側は、元社長は従業員に日常的に殴るけるの暴力を加え、治療を拒まれた男性が死亡した▽賃金未払いで長時間労働などを強要した▽従業員の障害基礎年金計約8100万円を横領した—などと主張。

また、当時の**公共職業安定所や県の障害者施設などがこうした実態を知りながら原告らを同社に紹介した、**

家族が県の福祉事務所などに被害を伝えていたのに、**労働基準監督署や県は改善などの措置をしなかった—**ことなどから、労働基準法や障害者基本法などが定めた義務に違反していると訴えていた。 >

## サン・グループ訴訟弁護団 声明

今日の判決は、知的障害のある原告たちの証言に基づき、被告による数々の虐待の事実を明確に認定し断罪したばかりでなく、被告**県**については、**知的障害者施設につき、入社にあたっての事前調査義務と入社後のアフターフォロー義務をいずれも法的義務として認め、一部原告に対する義務違反と賠償責任を認めました。**また、福祉事務所と障害福祉課の賠償責任は否定したものの、それぞれの機関が、個々の障害者との関係で、**その不作為が違法となり賠償責任を負う場合があることを示しました。**

さらに、被告国については、従業員らの救済を求める手紙を無視して権限を行使しなかった労働基準監督署の責任を断罪し原告らへの賠償責任を認め、職業安定所の障害者雇用に関する法的義務違反と賠償責任を一部原告について認めました。 >

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

2条 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者

3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(養護者の支援)

14条 市町村は、32条2項2号に規定するもののほか、**養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。**

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその**養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居を確保するための措置を講ずるものとする。**

<32条2項2号>市町村虐待防止センター 障害者及び養護者に対して、**相談、指導及び助言**を行うこと。 >

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の**予防及び早期発見**その他の障害者虐待の**防止**、障害者虐待を受けた障害者の**迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援**を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他**必要な体制の整備に努めなければならない。** >

## 雇用者(使用者)による虐待の例

- 雇用主による監禁・暴行
- 女性に対する性的虐待
- 金銭搾取

刑事事件に発展

↓  
滋賀サングループ事件  
水戸アカス事件  
札幌三丁目食堂事件 >

## 5. 実は学校でも虐待が..

・浦安事件 (2007年)

・埼玉の特別支援学校

だから (2012年)

**障害者虐待防止法には  
学校と病院も必要!**

3年後の見直し時期に再度検討を >

(2)「障害者虐待」の定義 (P.2)



障害者

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義。  
「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」障害者手帳を取得していない場合も含まれる。18歳未満の者も含まれる。

障害者虐待

- (ア) 養護者による障害者虐待
- (イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- (ウ) 使用者による障害者虐待 (第2条第2項)

虐待行為の禁止

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」(第3条)

2012/7/30

■ 学校での虐待—浦安事件

- » 特別支援学級の女児たちに、担任教師が教室内でわいせつ行為
- ★ 母親は **何で気がついたか?**
  - ・きょうだいが見ていた「プールで叩かれていたよ」
  - ・最初からわいせつ行為とは気がつかなかった
  - 日記を見直してみると。。。 **本人の切実なSOS**
- ◆ 解決に向けて、**だれに相談したらいいか**
  - 母は **教育委員会** に訴えたが、、、
  - ・教育委員会、市は教師を全面的に守った
  - ・刑事裁判 千葉地裁(無罪)、東京高裁(無罪)
  - ただし、東京高裁の **判決文** では
  - 「疑いようの余地もない」

2012/7/30

6. でも、これからは期待できる

・神奈川県でのGH  
わいせつ事件(2008年)  
やはり (2011年)

障害者虐待防止法で  
「責任」が明確になったこと

解決に向けたスキームが明確に

2012/7/30

■ どんな権利侵害・虐待が起きているのか  
—施設・福祉サービス利用時の虐待

【グループホームわいせつ事件】

- ◆ 事例A; 2008年神奈川県紅梅会わいせつ事件
- ◆ 事例B; 2011年GHでのわいせつ事件
- 【NPO法人理事による金銭搾取 借用書事件】

- ① 発覚—本人から切実なSOS  
「ひと言」から事実背景をどれだけ  
さぐりだせるかが重要
- ② 行政や法人の姿勢  
神奈川県 特別監査にすぐに入った  
事例B法人、公開の説明会を行う  
⇒ **社会的に許容されないという姿勢**を出すこと  
⇒ **次に起こさないために、事例に学ぶこと**

2012/7/30

■ 虐待防止法で期待したいこと  
— 解決に向けた責任はだれか

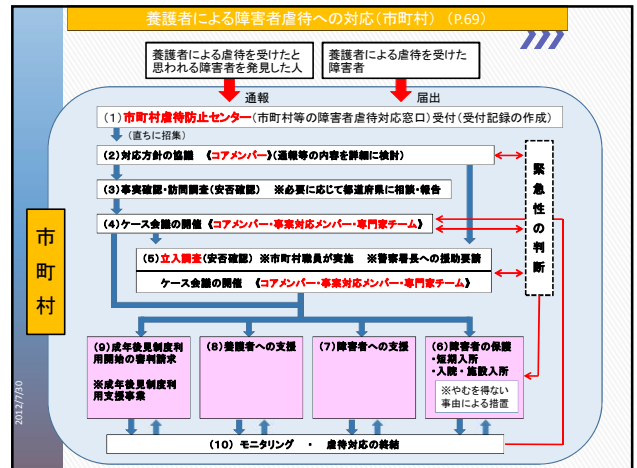
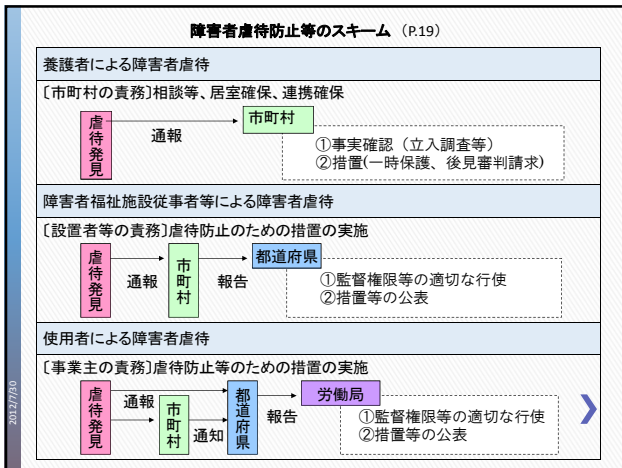
- » 行政や法人の姿勢が問われてくる
- » 神奈川県 特別監査に入った
- » 事例B法人、公開の説明会を行う(10月13日)  
⇒ **社会的に許容されないという姿勢**を出すこと
- ⇒ **次に起こさないために、事例に学ぶこと**  
⇒ **法人や管理者は、虐待事態が  
発覚したときの姿勢を研修してほしい**

2012/7/30

最近の主な障害者虐待に係る報道

| 報道府県 | 新聞報道 | 虐待種別     | 虐待が起こった場所                      | 内容   | 行政の対応  |
|------|------|----------|--------------------------------|--|--|
| 1    | 千葉県  | H22.4.7  | 性的虐待<br>障害者支援施設                | 施設職員が利用者に対して、 <b>性的虐待</b> を行っていた。                | 行政が立入調査を実施。<br>法人に対し、研修の実施やマニュアルの周知徹底、利用者の健康状況のチェック等の改善措置を講ずるよう、 <b>障害者自立支援法に基づき勧告</b> 。         |
| 2    | 大阪府  | H22.4.8  | 身体的虐待<br>知的障害児施設               | 施設職員が利用者に対して、 <b>身体的暴力</b> を行っていた。               | 行政が立入調査を実施。<br>法人に対し、健全な組織運営体制の確立、研修の実施や苦情解決システムの構築等の改善措置を講ずるよう、指導。                              |
| 3    |      | H22.4.14 | 身体的虐待<br>知的障害児施設               | 施設職員が利用者に対して、 <b>身体的暴力</b> や <b>身体拘束</b> を行っていた。 | 行政が立入調査を実施。<br>法人に対し、研修の実施、やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きに係るマニュアル等の整備、健全な組織運営体制の確立等の改善措置を講ずるよう、指導。           |
| 4    |      | H22.7.16 | 身体的虐待<br>知的障害者更生施設             | 施設職員が利用者に対して、 <b>身体的暴力</b> を行っていた。               | 行政が立入調査を実施。<br>法人に対し、不適切な支援の是正、研修の実施、やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きに係るマニュアル等の整備、健全な組織運営体制の確立等の改善措置を講ずるよう、指導。 |
| 5    |      | H22.9.1  | 身体的虐待<br>障害者支援施設               | 施設職員が利用者に対して、 <b>身体的暴力</b> を行っていた。               | 行政が立入調査を実施。<br>法人に対し、健全な組織運営体制の確立、苦情解決システムの構築、研修の実施等の改善措置を講ずるよう、 <b>障害者自立支援法に基づき勧告</b> 。         |
| 6    | 埼玉県  | H23.2.16 | 性的虐待<br>知的障害者入所更生施設<br>知的障害児施設 | 施設職員が利用者に対して、 <b>性的虐待</b> を行っていた。                | 行政が立入調査を実施。<br>法人に対し、被害者への誠実な対応、職員への心のケア、再発防止策の作成等の改善措置を講ずるよう、指導。                                |





## 7. なんとと言っても

- ・本人たちを守ること
- ・虐待が及ぼす

**心理的・身体的・人生的影響**

だから

**できるだけ早期の救済&予防を  
シェルター・居室は必要**

まずは、本人の体と心を安全に

## 被虐待障害者の特徴

- » 被虐待者が知的に、あるいは判断能力が著しく低下している
- » 被害を受けていることを自覚できない
- » 被害を受けていることを否定する
- » 発信が少なく、SOSが出せないために放置されやすい
- » 本人の意思が見えにくく表面化しにくい
- » 被虐待者の障害受容ができていない
- » 支援者との関係性が持ちにくい

## 障害者虐待の構造的要因-1

➤ 家庭・施設・職場等に共通する状況  
 <当事者の置かれている状況>  
 当事者は、次のような状況に置かれがちであり、その結果、虐待の発覚の遅れ、虐待の繰り返しが生じる

- \* 訴えでるとさらに虐待がエスカレートするのではないかという不安
- \* 誰にどう相談しているのかわからない
- \* 虐待を受けているという自覚がない
- \* 本人も親も同じ思い

## 障害者虐待の構造的要因-2

➤ 家庭・施設・のみ密室性(第三者の不在)

★虐待は生活の場で身近な人たちによって引き起こされている  
 (学校・職場・医療現場などを含む)

↓

表面化しにくい

## 被虐待障害者の受ける影響

- 虐待によって、重大な人権侵害が起こり、被虐待者の心身や生活に与える影響は、極めて大きい
  - \* ト라우マ、PTSD
  - \* 浦安事件の知的障害小学生
- 虐待を受けることにより、ますます訴える力が弱くなってしまふ
  - \* ラウンドヘルプレス・ネス (学習性無力感)
- 虐待行為は、虐待を受けている時点のみならず、将来にわたり多大な影響を及ぼす
  - \* わいせつ事件を受けた知的障害女性

## 8. まとめてみると 虐待防止法で期待したいこと — 虐待が起こる要因を防止し 早期に救済できる仕組みを

施設でも企業でも構図は同じ

## ■ 虐待防止法で期待されること — 虐待が起こる要因を防止し 早期に救済できる仕組みが 早急に必要！

### 虐待・不適切な対応が起きる要因 1

- (1) 体罰が悪いと思っていない(体罰もある程度必要?) あなたは?あるいは、あなたの施設・GHはどうですか?チェック
- ① 施設長・ホーム長が体罰容認
  - ② 職員・スタッフが体罰容認
- (2) 体罰・「不適切」との認識がない(これはしつけだからいい?)
- ① 価値観の相違(どこまでがしつけ?)  そう  ちがう  どうだろう
  - ② 知識・情報不足(行き過ぎた指導をしつけと思っている?)  そう  ちがう  どうだろう
- (3) 体罰・「不適切」はいけなしいと思いつつ、やってしまう  
(スタッフが心理的・物理的に追い詰められている?)  そう  ちがう  どうだろう
- ① 職員の個人的性格・心理的な特性(たまりやすい?)  そう  ちがう  どうだろう
  - ② ストレス(あなたは今、ストレスがたまっている?)  そう  ちがう  どうだろう
- ・職員間の人間関係  ある  ない
  - ・施設長との関係  ある  ない
  - ・プライベートな問題  ある  ない
  - (家族、友人、体調・病氣、経済的な問題)
  - ・仕事に対する不満、やりがいの喪失  ある  ない

### 虐待・不適切な対応が起きる要因 2

- (4) なぜ繰り返すのか
- ① 体罰が発覚しない
- ・誰も見ていない(密室)
  - ・利用者(障害者)が言わない、言えない
  - ・利用者が言っているのに、声が届かない
- ➡
- ・利用者の声を聞くシステムがない  そう  ちがう  どうだろう
  - ・聞いた職員が無視  そう  ちがう  どうだろう
  - ・聞いた保護者が無視  そう  ちがう  どうだろう
- ➡
- ・信用しない  そう  ちがう
  - ・煩わしいから  そう  ちがう
  - ・体罰容認主義  そう  ちがう
- ➡
- ・仕方ないと諦観  そう  ちがう
  - ・追い出される恐怖  そう  ちがう
  - ・体罰容認主義  そう  ちがう

### 虐待・不適切な対応が起きる要因 3

- ② 職員が体罰をしたことを内緒にしている
- ・なぜ言えないのか  そう  ちがう  どうだろう
- ・マイナス評価(降格、減俸、解雇)を恐れて
  - ・どうせ言っても無駄だと思う  そう  ちがう  どうだろう
  - ・自分のプライド  そう  ちがう  どうだろう
  - ・職場でいじめられる  そう  ちがう  どうだろう
- ③ 体罰を上司に通告(自ら認めた)しても改善されない
- ・通告(認め方)に問題がある  そう  ちがう  どうだろう
  - ・通告が生かされないシステムに問題がある  そう  ちがう  どうだろう
  - ・上司(施設長)が体罰容認  そう  ちがう  どうだろう
  - ・職員仲間から足を引っ張られる  そう  ちがう  どうだろう



### 3. 障害者虐待防止法 と今後の課題

2012年10月1日施行

## 障害者虐待防止法 成立

- » 議員立法による「障害者虐待防止法」が、2011年6月17日午前、参院本会議で全会一致で可決・成立した。
- » 施行は2012年10月1日。
- » 家庭や施設、勤務先で虐待を発見した人に通報を義務づけ、自治体などに調査や保護を求める内容。埋もれやすい被害の発見と救済に乗り出す法的根拠となる。

#### 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案の概要

**目的**  
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

**定義**  
1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。  
2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

**虐待防止施策**  
1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。  
2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

|          | 【市町村の責務】                                       | 【設置者等の責務】                                       | 【事業主の責務】                                      |
|----------|--|---|---|
| 【市町村の責務】 | 相談等、居宅確保、連携確保                                  | 施設施設等における障害者に対する虐待防止等のための施策を実施（スキーム）            | 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施（スキーム）          |
| 【スキーム】   | 市町村<br>① 通報<br>② 調査（立入調査等）<br>③ 措置（一時保護、仮見聞請求） | 施設施設等<br>通報<br>報告<br>① 通報等に関する適切な対応<br>② 措置等の公表 | 事業者<br>通報<br>報告<br>① 通報等に関する適切な対応<br>② 措置等の公表 |

3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

**その他**  
1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利保護センター」としての機能を果たさせる。  
2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。  
3 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害者には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養育施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

- » 目的
- » 障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、
- » 障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、
- » 障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

## 虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。
- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
  - 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 平成24年10月1日から施行する。
- ※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

## 発見者に通報義務づけ

- » 同法は虐待の定義を  
▽身体的虐待 ▽性的虐待 ▽心理的虐待  
▽放置 ▽経済的虐待 の五つに分類。
- » 通報対象を  
「家庭内」の親など養護者、  
「施設内」の職員、  
「職場」の上司など使用者による虐待 とした。
- » 通報者は守秘義務違反に問われないと規定。
- » 通報を受けた自治体は安全確認や保護、施設や会社への指導や処分、後見人を付けるための家庭裁判所への審判請求などを行う。

## 対応窓口を、市町村と県に設置

- » 対応窓口として
- » 全自治体に、家族の相談や支援にあたる
- » 「市町村虐待防止センター」と、
- » 関係機関の調整も行う
- » 「都道府県権利擁護センター」を置く。
- » 国と自治体は虐待を受けた障害者の自立を支援するほか、市町村は専門的な知識や経験を持つ職員の確保に努める。
- » 学校や病院での虐待は通報の対象外。付則で3年後をめどに見直しを図る。

## 通報先と、その後の処置

- » 家庭内の虐待の通報先は市町村  
⇒ 被害者の生命や身体に重大な危険が生じる恐れがある場合、市町村職員は家族の許可がなくても自宅へ立ち入り調査できる。
- » 施設については  
通報先の市町村から報告を受けた都道府県が監督権限に基づき調査し指導、虐待の状況や対応を公表する。
- » 職場での虐待は  
通報先を市町村か都道府県とし、報告を受けた労働局が調査・指導にあたり実態などを公表する。

## 養護者による障害者虐待

[市町村の責務]

相談等、居室確保、連携確保

【スキーム】

虐待発見

↓通報

市町村

- ① 事実確認（立入調査等）
- ② 措置（一時保護、後見審判請求）

## 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

[設置者等の責務]

当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施

【スキーム】

虐待発見

↓通報

市町村

↓報告

都道府県

- ① 監督権限等の適切な行使
- ② 措置等の公表



# 使用者による障害者虐待

[事業主の責務]  
当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施

【スキーム】

虐待発見

↓通報

市町村

↓通知

都道府県

↓報告

» 労働局

- ① 監督権限等の適切な行使
- ② 措置等の公表

# どういう行為が虐待になるのか

## ① 身体的虐待

- ・げんこつで殴る。ビンタする。ハエたたきで顔をひっぱたく。馬乗りになって顔を殴る。逃げられないように柱に縛り付けて革のバッグで顔を何度も殴りつける。ロープで縛り上げる。麻袋に詰め込んで一晩中放置する。
- » 気に入らない障害者の頭を職員が何度もスリッパでたたいた。施設長が障害者に沸騰した湯で入れたコーヒーを無理やり3杯飲ませ、口やのどや食道のやけどで1ヶ月の重症を負わせた。男性の障害者の下半身を数回蹴り上げ重症を負わせながら、「同室の入所者による暴力が原因」と虚偽の報告をした

## ② ネグレクト

- » 食事を与えない、病気になっても治療を受けさせない、風呂に入れたり体をきれいにふいたりしない、おむつの交換をしない、学校に行かせない。
- » 障がい者を保護したり支援したりすべき立場の人が、それを怠り、障がい者の生命にかかわるような取り返しのつかない事態をもたらしたり、深い傷を残したりすることが時々起こる
- » 自らの気持ちをうまく伝えることが出来ない場合がある。必死になって訴えていても、言葉や動作でそれを表すことが苦手なので、周囲の人々が受け取ることができない。
- » そうした障がいのある人こそが、ネグレクトで重大な事態に陥ってしまうことがある

## ③ 心理的虐待

- » 「あほ」「ばか」「お前なんか、もう来るな」とののしる。笑いものにする。わざと冷たい目で見て相手にしない...
- » 体に傷やあざができるわけではないが、心がひどく傷つき、自分に自信を持てなくなり、無力感が身につく。
- » 黄色い帽子をかぶることを義務付け「あの黄色い子を連れてきて」と先生が普段から言う...
- » 身体的虐待よりも心理的虐待を受けた人の方が立ち直るまでに長い時間がかかるとも言われている
- » 人間性の深いところを傷つける心理的虐待の怖さ...
- » 障害を持った人は、否定されたり無視される経験をほかの人より多く持っている...

## ④ 性的虐待

- » あまり表面化はしないけれど、多くの女性障がい者が受けているのではないかな...
- » 親族などの近親者から、職場で上司や同僚から、医療スタッフから、学校で...
- » あらゆる場面で障がい者は性的虐待のリスクにさらされている
- » 障がい者の場合、性的虐待を受けていても、それが虐待なのか、いけないことなのか、自分は被害にあっているのか、それを認知できない場合がある
- » 加害者側はそうした特性に付け込んで虐待する
- » 嫌なそぶりをしないために、加害者自身、自分のやっていることがいけないとの自覚が薄れてさらに増長してしまう
- » 自分がされていることの意味をしっかりと認識出来なくても、虐待は心身に深い傷をつくり自尊心を崩す

## ⑤ 経済的虐待

- » 入所施設ですっと暮らしていると、障害年金が100万円近くもたまっている人がいる。
- » 障害者自立支援法で事情が変わったが、施設が障害年金を管理したり、保護者会が施設からの依頼を受けて管理したりするケースは珍しくない
- » 親が亡くなって障がいのある人が多額の遺産を相続するケースもあり、年金や遺産が障がいのある人の意思とは別のところで勝手に管理されたり流用されたりしているケースは多い
- » 一般就労している障がい者でも賃金を安く抑えられて長時間労働を強いられたり、ピンはねされたり...
- » いずれも詐欺や横領に問われるべき事案だが、障がい者が自らの被害を認識できていない、あきらめきってしまったっている

## ひょっとしたら・・・ と思ったら

- » 体にあざがある
- » 勤め先に行きたがらない
- » 男性の体を触りにいく
- » やせてきた、おどおどしている
- » 遊びのつもり?
- » 少々のごまかしは仕方ない?

2012/7/30



## どう対処する?

- » どんな相談にも、誠実に、きちんと対応する
- » カットなって直情的に抗議に走ることをしない
- » 何よりも当事者・ご本人の心情を大切に
- » 関係者からの可能な限りの聞き取り
- » **当事者・ご本人に対しては、性急に聞き取ろうとしない**
- » 可能な限り、**多面的多角的に正確な記録を**
  - 日時の記録 ○連絡帳の記載 ○日記・メモ
  - 写真 ○録画 ○録音 ○医師の治療・診断書
  - 当事者の絵・文字 ○証拠となる全ての材料
- » **1に冷静、2に冷静、3・4がなくて5に冷静**

2012/7/30



## 連携を取る機関を 知っておく

- 1 監督権限のある行政 県・政令指定都市
- 2 学校
  - ①特別支援教育コーディネーター
  - ②学校評議員会 ③教育委員会
- 3 第三者機関
  - ①苦情処理委員会・県社協運営適正化委員会
  - ②障害者110番  
※県弁護士会高齢者・障害者の権利擁護委員会
  - ③新潟県社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ新潟
  - ④民生委員児童委員 ⑤当事者団体、親の会 ⑥NPO
- 4 警察・法テラス・司法

2012/7/30



## システムに関する課題

- ・虐待防止・対応に基盤となる、地域における福祉サービスの整備
- ・虐待防止・対応のためのネットワークの整備
- ・虐待対応を担う人材の育成
- ・調査・研究に基づく啓発活動
- ・虐待対応プロセス;地域での相談窓口の周知と専門性の向上、迅速で正確な事実確認、被虐待者の安全確保
- ・障害者に対する差別・偏見の除去等

2012/7/30



## 障害者自身に対する支援

- ・本人のエンパワメントを促す支援
- ・虐待への認識を促す支援(権利の周知)
- ・自己選択・孤児決定に対する支援
- ・自らのことを主張する方法を獲得するための支援
- ・本人の行動を促す支援 等



2012/7/30



## 施設及び専門職に関する課題

- ・専門職団体を中心とした教育や啓発活動
- ・職場における教育や啓発活動
- ・虐待防止に関する仕組みづくり
- ・職員間での相互点検
- ・スーパービジョンの実施
- ・法やシステムをつくるためのソーシャル・アクションへの参加



2010,2011年指導者養成資料より

2012/7/30





## 9.実は法案が通るためには まだ関門があった..

「障害者が虐待されている  
事実・データは本当にあるの？」

- ・法律を作るためには  
根拠が求められる
- ・でも虐待の調査は困難さも

親から見た虐待・不適切調査等

2012/7/30

### 障害者虐待防止法の成立に至る経緯

平成12年  
児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年  
厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月  
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立  
附則2項  
「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。」

2012/7/30

### 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の経緯

#### 第171回通常国会

○平成21年7月9日：民主党・社会民主党・国民新党 衆議院に提出  
法案名：「障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案」

○平成21年7月9日：自由民主党・公明党 衆議院に提出  
法案名：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」

○平成21年7月21日：衆議院解散に伴い廃案

#### 第173回臨時国会

○平成22年4月27日：自民党、公明党 衆議院に再提出(継続審議、平成23年6月14日法案撤回  
※みんなの党も提出会派として追加

#### 第177回通常国会

○平成23年6月14日：衆議院 厚生労働委員会  
・牧義夫厚生労働委員長が委員長案を提出  
法案名：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」

○平成23年6月14日：衆議院 本会議 法案を可決(全会一致)

○平成23年6月16日：参議院 厚生労働委員会 法案を可決(全会一致)

○平成23年6月17日：参議院 本会議 法案を可決(全会一致)

○平成23年6月24日：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」公布

2012/7/30

PandA-J 学校部会 2012. 3. 3

### 「障害者虐待法、今なぜ学校か ～親から見た虐待・不適切な対応 全国虐待実態調査から～」

NPO法人PandA-J・全日本手をつなぐ育成会権利擁護委員会  
「親・支援者から見た障害者虐待あるいは  
不適切な対応に関する実態調査」より  
堀江まゆみ(NPO法人PandA-J・白梅学園大学)

平成21年度厚生労働省障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)  
「障害者虐待防止に関する実態調査と『事例集Q&A』による権利侵害データベース  
作成事業、および、障害者虐待防止に向けた行政職員・支援者・親に対する  
研修カリキュラム・教材の作成とモデル実施」  
NPO法人 PandA-J <http://www.panda-j.com> FAX 042-344-1889

2012/7/30

### 方法【調査対象者等】

- 調査対象者
  - 全国7市町の親の会(育成会)における全数調査
  - 各育成会名簿による郵送法、配布数は計4466通
- 実施期間
  - 2009年10月～2010年1月。各育成会ごとに配布
- 実施方法
  - 郵送配布および郵送回収、無記名調査
- 有効回答数
  - 有効回答数は970(回収率22%)

2012/7/30

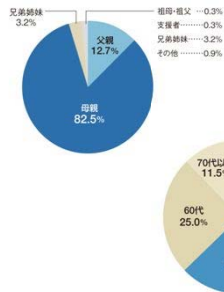
### 方法【質問項目】

- 1)回答者の属性
- 2)実際経験および間接経験による虐待・不適切対応の全体実態
- 3)実際経験による虐待・不適切対応の実態(実際に受けた話)
  - ①就学前、学校(小・中・高)、登下校中
  - ②施設や福祉サービスの利用の時・通園途中
  - ③企業や就労先、通勤途中
  - ④家庭の中 + 自由記述による事例回答
- 4)間接経験による虐待・不適切対応の実態(聞いたことがある話)
  - ①間接経験による虐待・不適切対応の全体実態
  - ②就学前、学校(小・中・高)、登下校中
  - ③施設や福祉サービスの利用の時・通園途中
  - ④企業や就労先、通勤途中
  - ⑤家庭の中 + 自由記述による事例回答

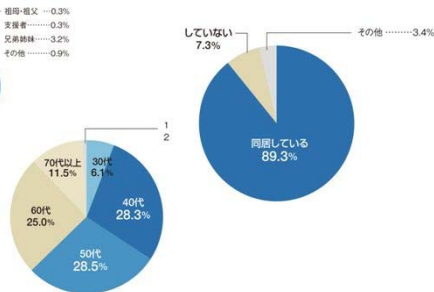
2012/7/30

## 結果【回答者の属性】

母親・40代～60代



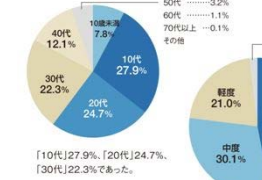
障害のある本人と同居が多い



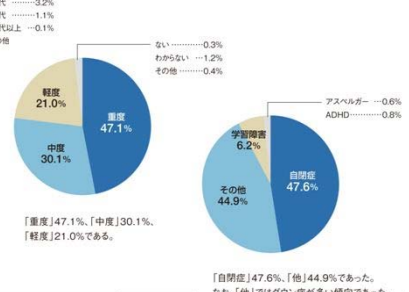
2012/7/30

## 結果【対象の障害のある本人】

10代～40代、比較的若い



知的障害が重度中度、自閉症



2012/7/30

## 結果【直接経験の全体実態】

Q: これまでに虐待や不適切な対応をされた経験がありますか？

◆ 学校期での経験が多い ◆ 「あるかもしれない」も少なくない



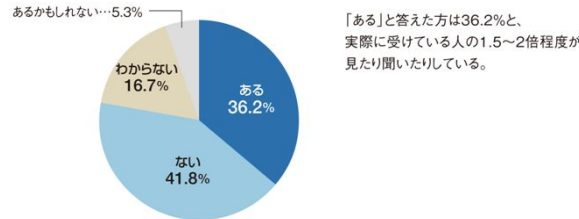
虐待や不適切な対応をされたことがあったのは、「小・中・高など学校で」が24.2%と最も多く、次いで「登下校(園)中に」14.3%、「勤務途中・街の中で」11.3%となった。

2012/7/30

## 結果【間接経験の全体実態】

Q: 虐待等をされたことを見たり聞いたりしたことがありますか？

◆ 回答者の35%～40%が虐待等を「見たり聞いたりしたことがある」実態

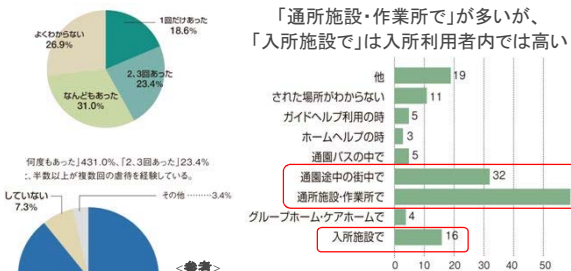


「ある」と答えた方は36.2%と、実際に受けている人の1.5～2倍程度が見たり聞いたりしている。

2012/7/30

## 結果【施設や福祉サービスの利用時等】

Q: それは何度あったか？ izzごろ？ 場所は？

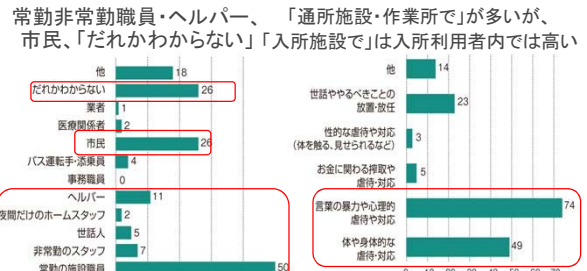


「通所施設・作業所」で59件と最も多く、「通園途中の街中で」32件と続く。

2012/7/30

## 結果【施設や福祉サービスの利用時等】

Q: 誰にされましたか？ どのようなことをされたか？

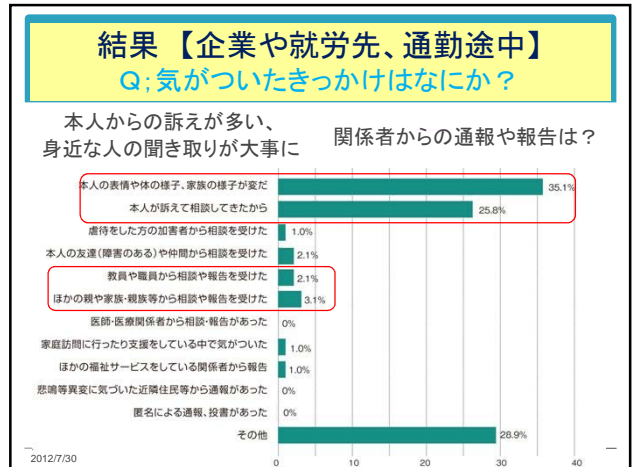
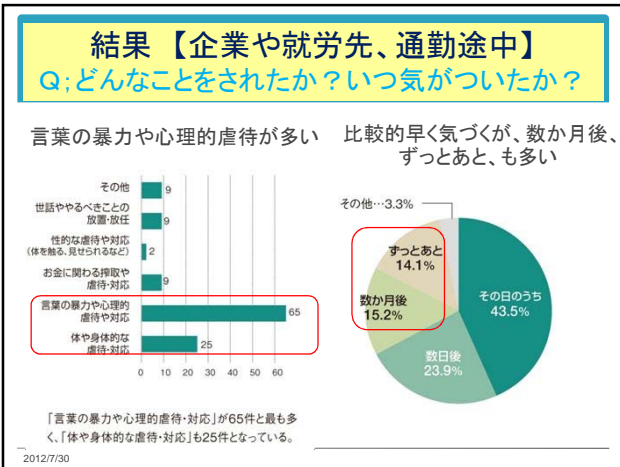
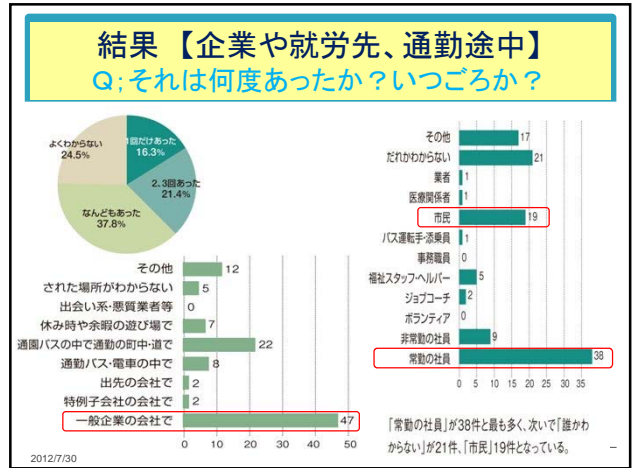
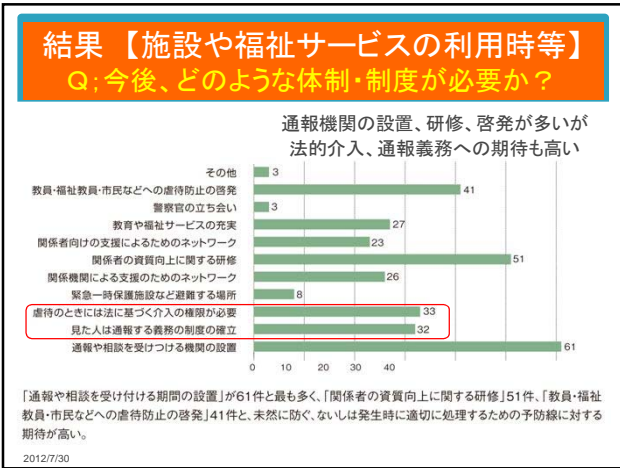
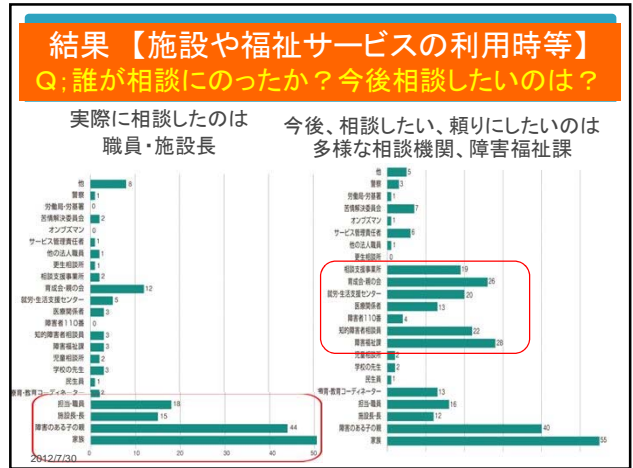
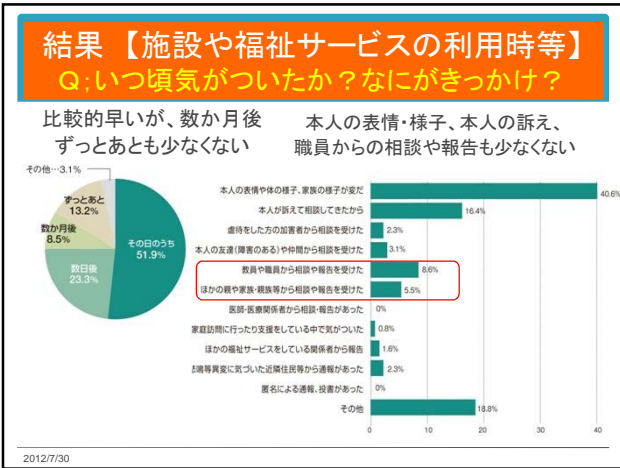


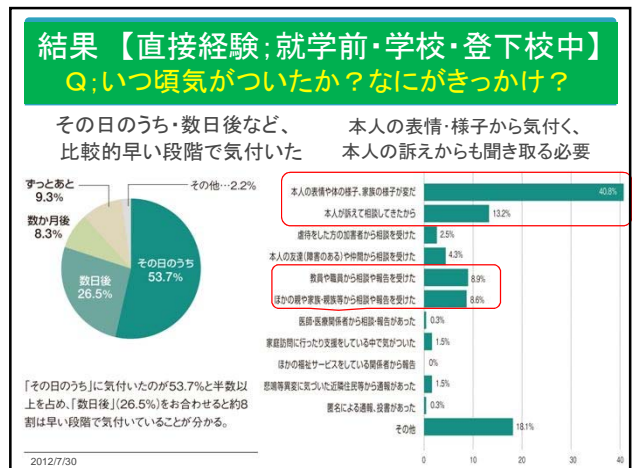
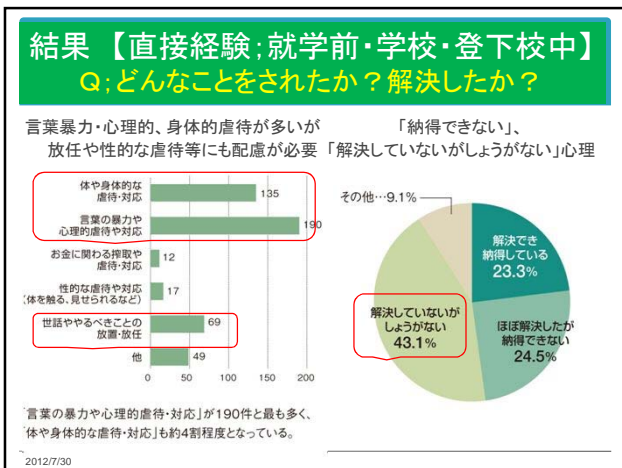
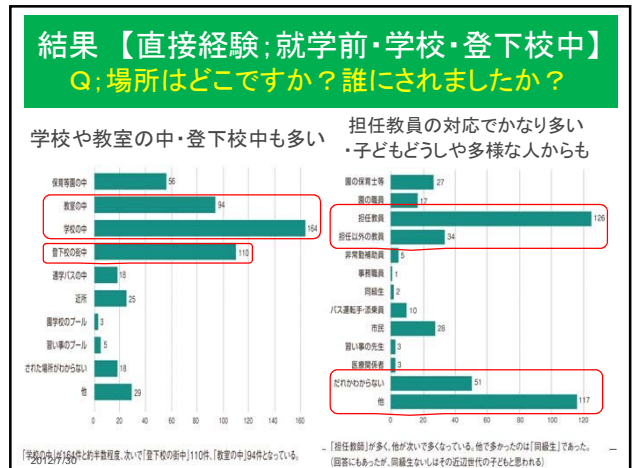
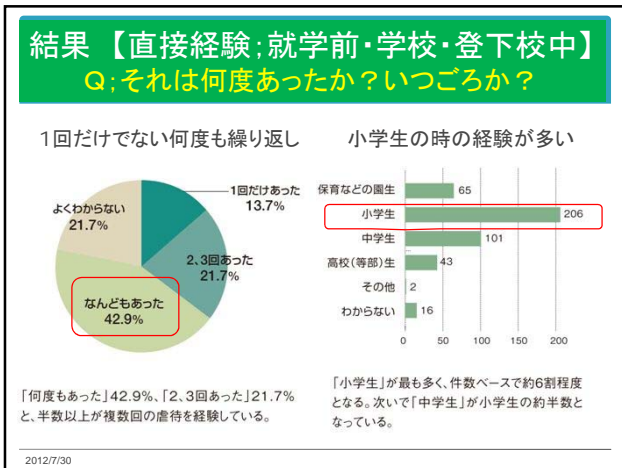
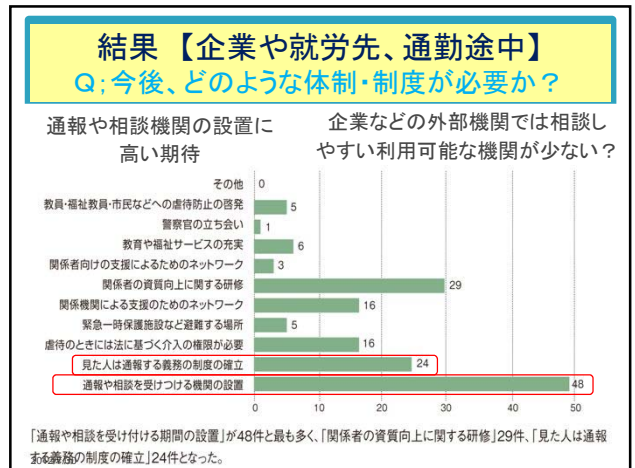
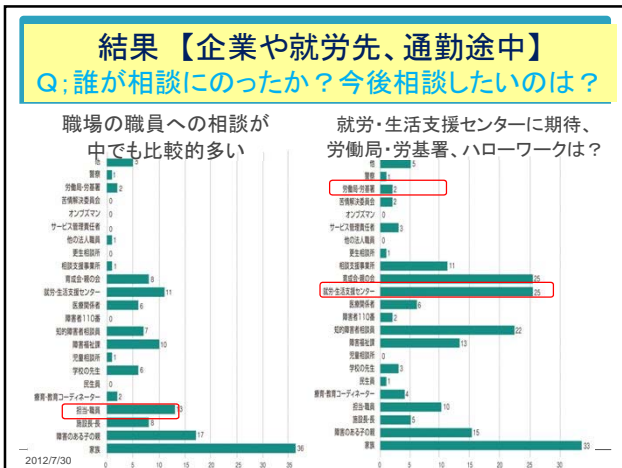
「常勤の施設職員」が50件と最も多く、次いで「市民」が26件となっている。

「言葉の暴力や心理的虐待・対応」が74件と最も多く、「体や身体的な虐待・対応」も49件となっている。

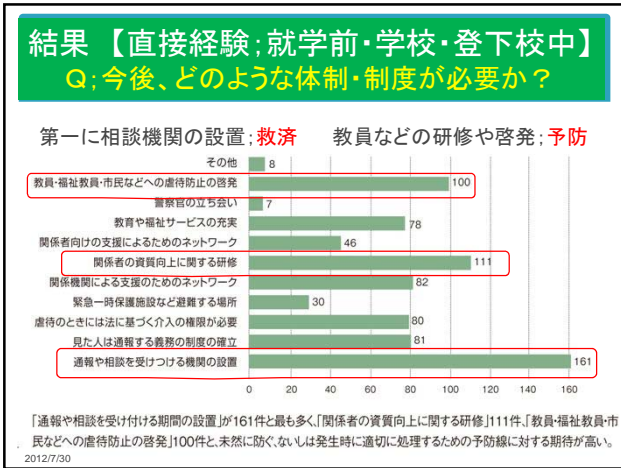
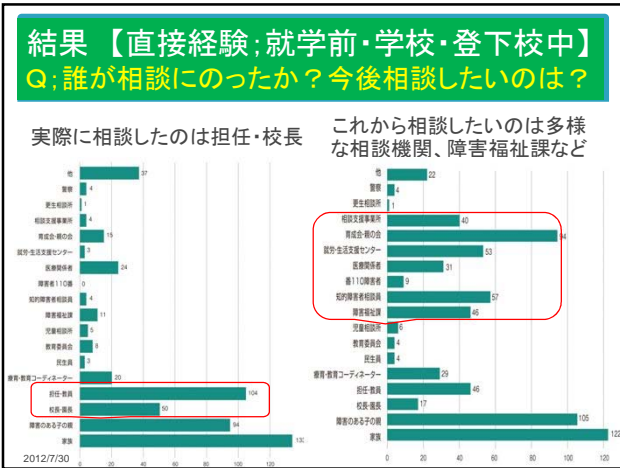
2012/7/30









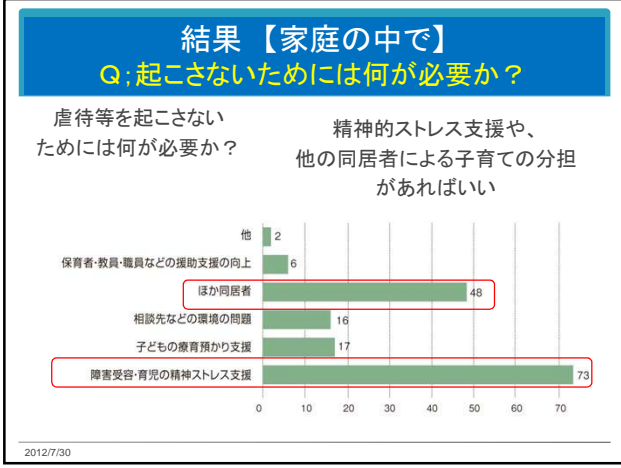
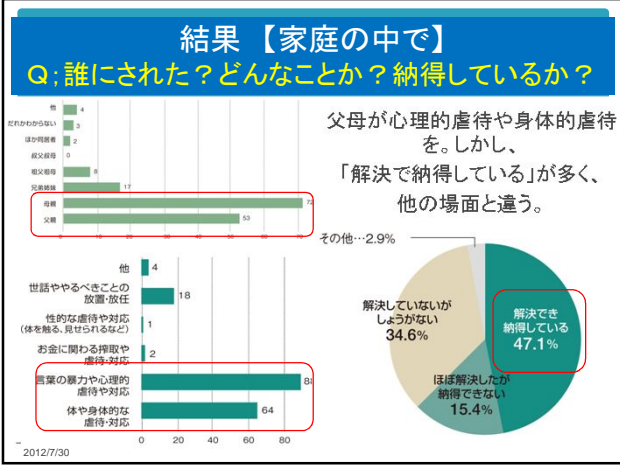
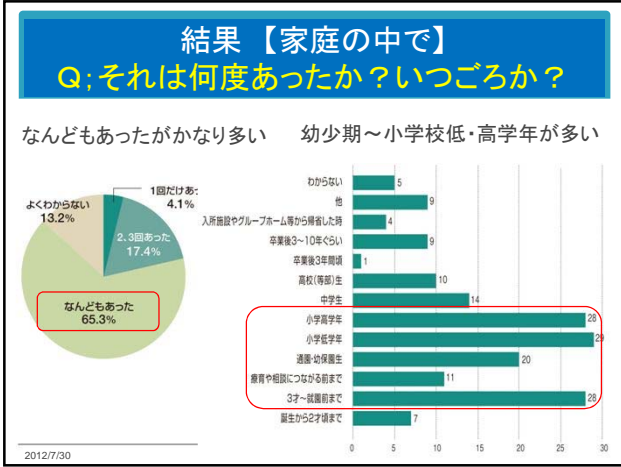


### ■事例 自閉症(重度) 一身体的

中学の時に学校の役員をやっていたのでよくよく学校に行っていました。ある日、息子の笑い声がきこえ(おかしくて笑っているのではない。笑いが止まらない)のぞいて見ると、ちょうど担任が”うるせえぞ!”と足でけているのを見ました。回りに生徒もいるし、他の先生方がいるのに、それに対して何も言いませんでした。血の気が引く思いでした。

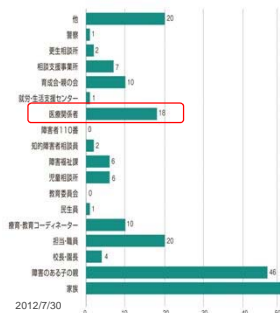
私とはとても仲よくしている先生でした。家に帰ってから、信頼している先生に相談し、どうしたら良いかとつたえると、連絡帳に、今日、見に行きましたと書いてらわかるのではないかとアドバイスをもらい、そのようにしました。

その先生はその他にも、他の子をひいきや、うちの息子のあたまをぶついていると同級生の子から聞いた事があります。そのことは、その子の親が、先生に直接言ってくれ、家に、言い訳にきた事があります。やはり、先生など見てもらっているという引け目から、なかなか強く言うて行けません。学校の先生達も、たぶん目にしてるのだと思いますが、同僚と言う事もあり、表に出さないのだと思います。言葉に出せない子など、何をされても何も言えないので、どこにあずけても、とても心配です。

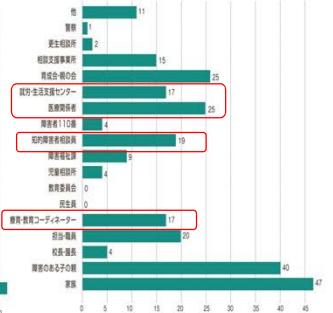


## 結果【家庭の中で】

実際に相談は  
職員や医療関係者



今後は、医療機関や身近な相談員・  
機関や療育コーディネーターに期待

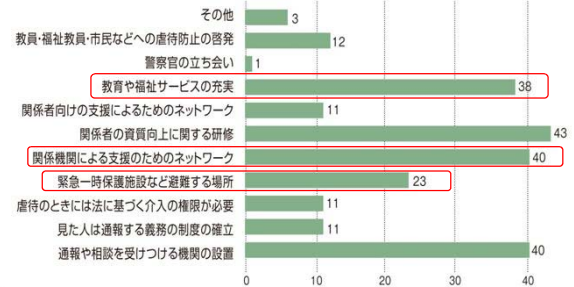


2012/7/30

## 結果【家庭の中で】

Q: 今後、どのような体制・制度が必要か？

親たちは関係機関のネットワークや教育や福祉サービスの充実  
に期待



2012/7/30

## 10. 「虐待と身体拘束、 どう整理して不適切な 対応をなくすか、指針を」 身体拘束・行動抑制指針 の検討から

非代替性を考える一行動支援計画から

2012/7/30

## 禁止される身体拘束

(介護保険指定基準)P5

- » 徘徊しないよう車椅子などに紐で縛る
- » 転落しないようベッド等に縛る
- » 点滴・経管栄養等チューブを抜かないよう四肢を紐で縛る
- » 脱衣やおむつはずし防止のつなぎ着用
- » 他人への迷惑行為防止のため縛る
- » 落ち着かせるため過剰に向精神薬を服用
- » 自分で開けられない居室等に隔離 ...など

2012/7/30

## 障害者の身体拘束等の禁止

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準) P9

- » 「福祉サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない**場合を除き、身体拘束その他利用者の**行動を制限する行為**を行ってはならない」
- » 「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を**記録しなければならない**」

2012/7/30

## 「緊急やむを得ない場合」とは？

- ①切迫性  
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が目前で危機にさらされている
- ②非代替性  
身体拘束や行動制限する以外には防ぐことができない
- ③一時性  
身体拘束や行動制限が一時的なものである

2012/7/30



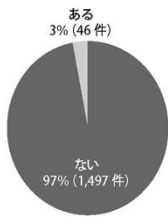
- » 他の利用者を殴ったり噛みついたりする障害者を縛るのは？
- » 多動で落ち着かない障害者を施設した部屋に隔離するのは？
- » 自傷行為の激しい人を縛るのは？
- » 道路に飛び出す人を止めるのは？
- » 行方不明にならないようGPS付き携帯を持たせるのは？

こんな場合は？ >

# 身体拘束規定ガイド ライン作成研究 福祉支援者対象 アンケートから

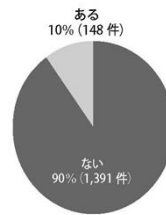


10 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。



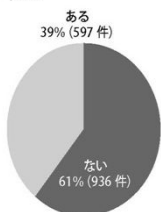
| 「ある」と答えた人の回答理由 | (件) |
|----------------|-----|
| 利用者の安全配慮       | 20  |
| 他害行為の防止        | 18  |
| 医師による指示        | 35  |
| 職員配置の不足        | 5   |
| その他            | 3   |

11 本人が外に出ないように、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。



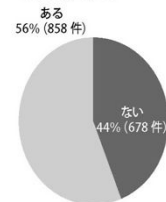
| 「ある」と答えた人の回答理由 | (件) |
|----------------|-----|
| 利用者の安全配慮       | 110 |
| 他害行為の防止        | 77  |
| 医師による指示        | 29  |
| 職員配置の不足        | 38  |
| その他            | 19  |

12 頭を柱に強くぶつける、自らの体を激しく傷つけるなどの自傷を一時的に職員の体で制止する。

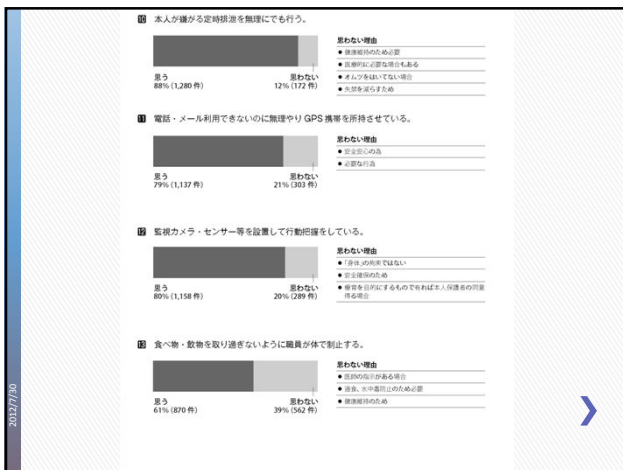
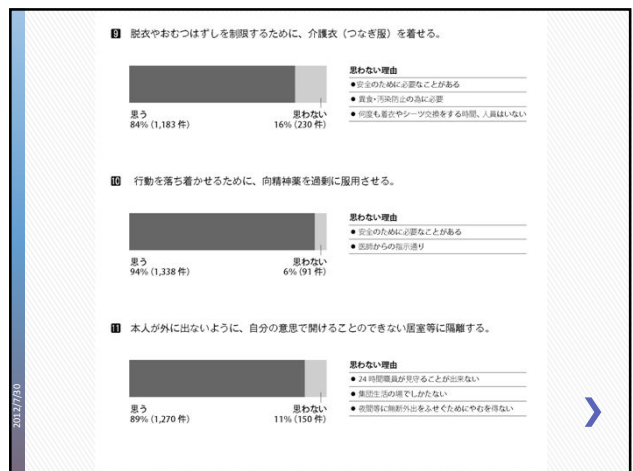
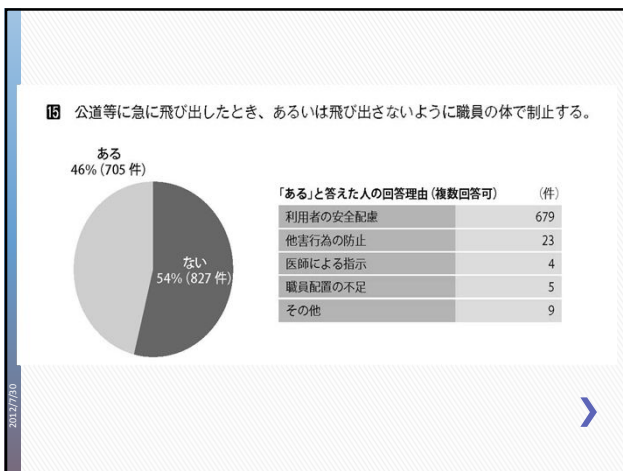


| 「ある」と答えた人の回答理由 | (件) |
|----------------|-----|
| 利用者の安全配慮       | 579 |
| 他害行為の防止        | 159 |
| 医師による指示        | 11  |
| 職員配置の不足        | 8   |
| その他            | 5   |

13 周囲の人に殴る・噛み付く・ける・つばをかける・髪を引っ張る等の他害を一時的に職員の体で制止する。



| 「ある」と答えた人の回答理由 (複数回答可) | (件) |
|------------------------|-----|
| 利用者の安全配慮               | 680 |
| 他害行為の防止                | 642 |
| 医師による指示                | 13  |
| 職員配置の不足                | 9   |
| その他                    | 6   |



## 障害者の身体拘束ガイドライン P6

» 「利用者の行動面での課題を解決するため本人のQOL向上に基づいた**支援計画**がなされた上でやむを得ず行う行動制限・身体拘束は、**本人の人権に配慮した一定の手続きとルールの中で容認する**」

↑

※「**行動支援計画**」の策定とそれに基づいた**支援がない中で行われる行動制限と身体拘束は「権利侵害」「虐待**」

「**行動支援計画**」に基づいた利用者の行動面の解決に向けた支援が**なされない**中で繰り返される行動制限や身体拘束は、  
 利用者の真のニーズに実現に向けた支援には結びつかず、  
 むしろ**心理的ストレスをますます増幅させ、結果として行動面での「障害」を強化することになる。**

## 厳しい条件を付ける理由

事例：  
**ざわざわした場面が苦手な利用者が  
 下足場でイライラが高まり  
 他の利用者に噛みつく**

» 感覚過敏＝ざわざわ騒がしいのが苦手  
 » コミュニケーション困難＝苦情を伝えるのが困難  
 » 想像力の困難＝どう解決すればいいかわからない

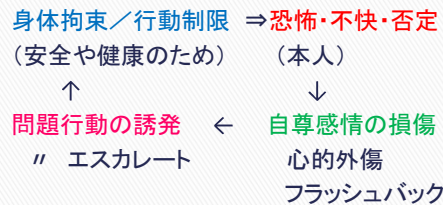
↓

①本人の要因＋  
 ②ざわざわ騒がしい場面＋  
 ③適切な支援の欠如  
 ＝噛みつく(問題行動)の誘発



- » 「問題」行動が利用者自身の問題ではなく、  
支援者も含めた環境側の問題であるという  
基本的な視点。
- » 「問題」行動は
- » **環境と要因との相互作用の結果**
- » 要因とは、
- » たとえば自閉性障害のある人の場合の障害特性である「社会的相互作用」「コミュニケーション」「想像的活動の質的障害や見通しの困難性や感覚の異常などの障害特性。

## 行動支援計画 作成にあたって >



## 身体拘束が問題行動を誘発する? >

- » 支援者が「要因」と「環境」を分析。  
★自分の居室から靴を持っていき、  
ざわざわ騒がしい下足場を通らないよう  
本人の動線を整理する
- ↓
- » 問題行動を誘発しなくて済む
- » 周囲から肯定的な評価を得る
- ※問題行動の背景にある要因を明らかにし、  
問題行動を誘発させない予防的支援を基本とする。  
要因をさぐるには日常の行動観察が重要

## 行動の分析と適切な 支援 >

- » 問題行動の防止と行動改善だけではない
- » それぞれの利用者の強みや長所などポジティブな面を探り出し、そこから真のニーズを発見して、その実現に向けたQOL向上のための支援を進める
- » 本人の自尊心を育てる。エンパワメント。
- » 本人のコミュニケーション特性に合わせたツール(写真、文字、絵)の活用

## 真のニーズに 基づいた支援 >

- » 虐待はどこでも起きる可能性があります。
- » あなたの支援している障害者は今は何も言わなくても、もしかしたらあなたの対応に苦痛を感じているかもしれません。心の痛みを隠しているのかもしれません。必死に自分なりに何か訴えているのに周囲がくみ取れていないのかもしれない。
- » **職場で同僚と協力して虐待の芽を摘んでください。** 障害者の沈黙に耳を澄ませてください。ほんの少しの勇気と知識があればいいのです。

## ■ 障害者虐待を なくすために >

### 11. 施設での内部通報が 始まっている

2012. 8. 3 ある入所施設の  
虐待事態を職員からの内部通報で  
連絡を受けた。

そのとき、県、地方局、  
法人、施設長は？

実際に利用者の生活改善につながるために

## 障害者虐待に どう気づくか—事例演習

2012/7/30

## ある相談事例から

自閉症のAさんが工場に勤めていた。その母親から相談の電話がかかってきた。

「息子が社長に叩かれ、それから怖  
がって会社に出勤できなくなった」

母親はすっかり落ち込んでおり、社長の顔を見るのが私も怖い。穏便に辞められればそれでいいと話した。

2012/7/30

## もし、あなたが電話を受けたら？

### ★グループ討議（1）

- ①相談者として心得ておくべきことは？
- ②相手から聞き出すべきことは？  
（③記録の作り方）  
（④会議の設定・運営）
- ⑤で、どうする？

2012/7/30

## ①相談者として心得は？

- 相談してくる相手は不安、混乱している場合が多い。
- 悪意のあるウソかもしれない。
- なにか事実誤認しているのかもしれない。

“雑音”の中から本当のSOSを聞き取る

- 安心、信頼してもらおう。落ち着いてもらおう。
- 傾聴はするが鵜呑みにはしない。
- 聞き出すだけでなく、必要な情報を提供する。
- プライバシーに配慮する。
- . . .

2012/7/30

## ②相手から聞き出すべきこと

### ▼基本的事実

名前、住所、会社の名前と住所、いつから働いているのか、本人の障害特性や履歴、家族のこと、会社内のこと、同僚たち、給料など。

### ▼「叩かれた」について

いつ、どこで、誰から、何回、素手で？どのくらいの強さで？ 理由は、裏付けになる客観証拠は。

### ▼本人から直接聞けるか

### ▼協力者（第三の情報源）は？

▽もしも相手が話すのをためらったら？

▽着地点（どうしたいのか）は確かめておく？

2012/7/30

## ③④記録と会議

2012/7/30



## ⑤で、どうする？

- ①なんとかしてやりたいが、権限がないので、職業安定所に相談に行くように言う。
- ②じっくり話をきいてやり、慰め、励ます。
- ③母親に代わって退職手続をしてやる。
- ④Aさんの再就職先を探してやる。
- ⑤その他

2012/7/30

会社を辞めれば、それで解決したことになるのか？ 叩かれたAさんや母親は悔しくないのか？



家族の生活歴や状況を詳しく聞く。社長や職安で詳しい事情を調べる。

2012/7/30

## 判明したこと...

- Aさんにも落ち度があった
- 他にも数人の知的障害者が雇用されていた
- 障害者への配慮もうかがえる
- 職安は他の従業員や求職者への影響を懸念している

2012/7/30

## あなたなら、どうする？

### ★グループ討議(2)

- ①調査してわかった事実をAさんや母親に伝え、今後は迷惑をかけないように指導。仕事に戻れるよう社長にも頼む。
- ②ほかの従業員への悪影響を考え、穏便にAさんの退職手続をしてあげる。
- ③Aさんの今後について、社長や職安の担当者も交えて話し合う場を設ける。
- ④その他

2012/7/30

「落ち度」の背景には何があるのか？  
「配慮」は適切だったのか？



もう一度、Aさんや母親からじっくり事情を聞く。自閉症に詳しい専門家や障害者雇用の専門家に意見を求める。

2012/7/30

## 判明したこと...

- 他の従業員とのコミュニケーション不全
- 自閉症の特性への配慮の不足
- 会社への不信→最低賃金の免除
- 会社側の認識の誤り

2012/7/30

## あなたなら、どうする？

### ★グループ討議(3)

- ① 会社側に配慮が足りなかった事実を指摘し、Aさんが復職できるよう働きかける
- ② Aさんの退職の意思が固いので、会社側に退職金を出すよう交渉する
- ③ 会社を相手取って訴訟を起こすよう、Aさんを援助する
- ④ 職安に判明した事実を報告し、指導するよう頼む
- ⑤ その他

2012/7/30

なぜ簡単に最低賃金免除されているのか？ 障害者雇用をしている会社へのサポートの状況を調べる



労働問題に詳しい弁護士、労働基準監督署から話を聞く

2012/7/30

## 判明したこと...

- 最低賃金をめぐる制度と慣例
- 労働基準監督署の問題
- 障害者雇用をしている会社へのサポート体制の不備

2012/7/30

## 成果

- Aさんの賃金補償が実現した
- 「悔しくなってきた」と母。Aさんや母の自尊心の回復。人生の次のステップへの旅立ち
- 会社が職安へ助言を求めてくるようになる
- 関わった親の会、福祉職員たちのエンパワメント

2012/7/30

## 課題

- 同社にいるほかの障害者の実情把握や救済
- 最低賃金をめぐる制度上の不備の改善
- ほかの障害者雇用事業所への啓発、相談、実情把握
- 職安や労働基準監督署への啓発、研修

2012/7/30

## 教訓

- 言葉の背景、本人も気づかない気持ちに目を向ける
- 障害者だから仕方がない...と思わない
- 理不尽に悲しい思いの人の側に徹底して立つ
- 福祉の中だけで解決しようとするしない
- 問題解決に地域の当事者や関係者をかかわらせる → あらたな「資源」を育てる
- 個別事例の背景にある制度の問題を浮かび上がらせる → 制度改革、政策提言への重要なヒント

2012/7/30



## 権利侵害の精神構造

- 障害者はなぜSOSを言えないのか
- 親はなぜわが子を守ることができないのか
- 「こんなかわいいそうな子、働かせてもらっているだけでありがたい」

2012/7/30

## “雑音”の中に隠れるSOS

- 親の言葉・態度
- あきらめきった本人の心情
- 職安の事情・姿勢
- 専門機関(労基署)の姿勢
- 会社の障害者への配慮
- 就職難という社会情勢
  
- 相談者自身の心・知識

2012/7/30

## イリノイ州民生局行政監査部

元警察官や看護師など40人の調査員が、19カ所の州立施設や州が補助金を出している計450の民間法人に対し、サービス内容や虐待に関して調査している。24時間態勢でホットラインを設けており、年間約2000件の通告がある。そのうち約1割が「有罪」になり、解雇・停職・訓告などを受けている。

2012/7/30

## P&A(プロテクション&アドヴォカシー)

- ① 障害者、親の相談受付
- ② 法律相談
- ③ 権利擁護活動
- ④ ロビイ活動
- ⑤ インパクト訴訟による制度改革
- ⑥ メディア対策
- ⑦ 資金集め

※州行政監査部の活動が不十分と指摘、訴訟を起こすこともある。州の相談・調査体制の強化につなげている。

2012/7/30